

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700244号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700025号

第1 結論

平成4年*月から平成5年3月までの請求期間及び平成6年4月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年*月から平成5年3月まで
② 平成6年4月から平成7年3月まで

私は、大学生の時、住民票をA市からB市に異動させていた。請求期間①については、B市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行おうとしたが、年金制度は相互扶助であり、家族に所得があれば家族が支払うべきとされ、国民年金保険料免除申請書を受け付けてもらえなかつた。同居していない家族に所得があるために免除申請が認められないのは納得いかない。平成5年度は、国民年金保険料の集金に来たB市の嘱託職員に、学生なので払えないと伝えたところ、免除申請の手続を行ってくれたが、請求期間②については、B市役所及びA市役所のどちらでも免除申請の手続を行っていない。

平成5年度が申請免除と記録されているのだから、請求期間①及び②の記録も申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年4月から平成6年3月までの期間が申請免除期間と記録されていることから、請求期間①及び②についても申請免除期間に記録を訂正してほしいとしている。

しかしながら、国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条において、国民年金保険料の申請免除は、被保険者からの申請に基づき、免除基準に該当するときは、保険料を納付することを要しないものとすることができます旨規定されているところ、請求者は、社会保険オンラインシステムの記録により申請免除と記録されている平成5年4月から平成6年3月までの期間については、保険料の集金に来たB市の嘱託職員が請求者の免除申請手続を行てくれたとしている一方、請求期間①については、保険料の免除申請手続をB市役所で行おうとしたが、年金制度は相互扶助であり、家族に所得があれば家族が支払うべきとされ、国民年金保険料免

除申請書を受け付けてもらえなかったとしており、請求期間②については、請求者は保険料の申請免除の手続をB市役所及びA市役所のどちらでも行っていないとしていることから、社会保険オンラインシステムの記録に誤りはない。

また、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたB市及びA市から提出された請求者の国民年金の記録である「免除履歴一覧」及び「国民年金 資格異動」において、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料免除申請書が受け付けられたことを示す記録は確認できない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700240号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700189号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年11月6日から昭和33年7月1日まで

前回、現在オンライン記録にある昭和33年7月1日から同年11月6日までの期間はA社に勤務しておらず、昭和35年3月26日から昭和36年3月1日までの期間を同社における厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正是認められないとする平成28年12月2日付けの通知を受け取った。

しかし、今回、A社から入手した名簿の写しによると資格取得日は、昭和32年11月6日となっている。再度審議の上、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、①A社は、請求者の労働者名簿、人事記録等の関連資料を保存しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態については不明と回答していること②同僚に照会したが回答が得られないこと③同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に請求期間において、請求者の氏名の記載はなく健康保険の番号に欠落はないことから、既に平成28年12月2日付で、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、A社から入手した名簿の写しによると資格取得日は昭和32年11月6日となっているとして、請求期間を変更して再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、新たに事業主から提供された上記名簿の「原本」を確認したところ、請求者の名前が記載されている頁とは別の頁には「厚生年金保険被保険者証保管者内訳」、「厚生年金保険被保険者証本人所有内訳」といいう帳票の名称の記載があること及び当該名簿における従業員氏名の上に「預り」や「本人へ渡す」等の記載があることから、当該名簿は従業員の厚生年金保険被保険者証を「預かったこと」

及び「返却したこと」を記録していた名簿であると考えられ、請求者を含む前後 5 名の氏名は青色のインクを使用して記載されているところ、氏名の上に同じく青色のインクを使用して記載された数字は、いずれもオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、請求者の氏名欄における「33.11.5 限り退職」及び「33.11.6 本人へ」の記述は赤色のインクを使用して記載されているところ、オンライン記録における請求者の被保険者資格喪失日（昭和 33 年 11 月 6 日）と一致する。

また、当該頁に記載されている同僚のうち、「本人へ」との記述が確認できる同僚の記載内容及び厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、「本人へ」の記述とともに記載されている日付は、いずれも当該同僚の被保険者資格喪失日と一致する日付又は被保険者資格喪失日に近接した日付となっている。

以上のことから、当該「33.11.6 本人へ」の記述は、請求者が主張する「昭和 32 年 11 月 6 日に資格取得したこと」を意味するものではなく、請求者の退職に伴い、「昭和 33 年 11 月 6 日に請求者から預かっていた厚生年金保険被保険者証を請求者に返却したこと」を意味するものと判断できる。

さらに、請求期間及び A 社に係る請求者の厚生年金保険被保険者期間にオンライン記録がある同僚 6 名に照会し、2 名から回答を得たが請求者の入社時期及び厚生年金保険料の控除について記憶している者はいなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。